

令和4年度第3回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議議事概要

1 日時 令和5年2月16日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市立文化会館（メイシアター）1階集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 8名

明石隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）

青木佳史（大阪弁護士会）

伊藤貴胤（大阪司法書士会）

矢島繁一（大阪社会福祉士会 副会長）

入江政治（吹田市民生・児童委員協議会 副会長）

八田恵美子（きずな訪問看護ステーション 管理者）

村田優美（吹田市介護保険事業者連絡会）

大西美佳子（吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会 会長）

(2) 事務局（市職員） 9名

乾裕 福祉総務室室長

紙谷裕子 福祉総務室参事

松尾尚子 障がい福祉室参事

竹田陽一 高齢福祉室主幹

妹尾圭祐 福祉総務室主任

平井倫子 高齢福祉室参事

山田卓生 福祉総務室主幹

宮川公平 生活福祉室主幹

崎山良太 障がい福祉室主任

(3) 関係者 4名

森本大介 吹田市社会福祉協議会総務課長

朽久保秀紀 吹田市社会福祉協議会総務課日常生活自立支援係長

岩本和宏 吹田コスモスの会会長

鈴木祥子 知的障がい者の当事者会代表

(4) 傍聴 4名

4 配付資料

(1)-1 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置から中核機関設置までのスケジュール（修正前）（修正後）

(1)-2 第2回成年後見制度利用促進体制整備検討会議内の委員意見に対する市の考え方

(2)-1 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会（三士会）との意見交換会議事録

(3)-1 吹田市の成年後見制度に関する窓口の現状と課題、中核機関に求める機能（素案）

(3)-2 開設当初の中核機関の機能・業務（案）

5 内容

- (1) 第2回成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返り
- (2) 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会（三士会）との意見交換会について
- (3) 当事者からの意見について
- (4) 開設当初の中核機関の機能・業務（案）について
- (5) その他

6 議事 下記のとおり

議事（会議要旨）

事務局 議題(1)第2回成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返りについて説明します。まずは検討会議のスケジュールの修正があります。修正後は、第4回の検討会議においても、引き続き開設当初の機能における運用レベルと、中核機関の運営体制について検討を行います。第5回の検討会議では、中核機関設置後の評価方法だけではなく、契約方法と周知方法についても検討を行う予定となっています。

続きまして、第2回成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返りを行います。資料(1)のNo.1の項目について、市民総務室にて法律相談があった場合、どのように問題が解決され、また相談終結後にどのようなフォローをされているのか、とのご意見をいただきました。本市市民総務室の見解としましては、市民総務室で行っている法律相談は、本人やご家族等が弁護士に相談し双方で解決を目指すものであり、相談後のフォローは特に行っていませんが、状況に応じて関係機関につなぐこともあるとのことでした。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターとは、窓口の役割において違いがあります。

No.2の項目について、今後の成年後見制度の利用促進体制を検討するにあたり、当事者の方の意見を聞いた方が良いのではないかというご意見をいただきましたので、本会議にてご意見をいただく予定となっております。

委員長 ただ今の説明について何かご意見等ありますか。ないようですので、次の議題(2)に移します。昨年11月の第2回検討会議が終了してから、本日の会議開催までの間において、吹田市と三士会とで

意見交換会を行っております。意見交換会の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料(2)-1 について、はじめに、吹田市の中核機関設置に向けた検討状況について、三士会の皆様と情報を共有しました。その上で、中核機関の機能・業務に関する三士会の役割、ご意見を三士会の皆様からいただきました。

(1)広報機能について、効果的な広報を行うために、市民アンケートの成年後見制度に対する認知度等の数値を分析したうえで広報の方法を検証してはどうか等の具体的なご意見をいただきました。

(2)相談機能については、1 次的相談機関と中核機関の窓口業務の役割を明確にする必要があるとのご意見をいただき、また、中核機関の開設当初は、三士会のメンバーが支援者会議に出席したり、現場に同行したりするケースが多くなることが想定されるので、三士会の活用後にはフィードバックを行い、都度検証を行う必要があるとのご意見もいただきました。

(3)成年後見制度利用促進機能については、市民後見人の養成が担い手の確保につながり手厚い活動が期待される、養成することにより関係機関や行政が後見人の支援方法をより深く理解することができる等、養成の意義についてご意見をいただきました。また、中核機関が市民後見人の養成を担った場合の進め方等についても意見をいただきました。成年後見人候補者とのマッチングにおいては、市長申立の活用方法や、予め本人の希望を聞き取ってから後見人の申立を行っている事例についてご教示いただきました。

(4)地域連携ネットワークの構築については、本人を中心としたチームが円滑に業務を進められるように、前もってチームの構成や日程調整等の仕組み作りの必要性、また協議会を中心とした中核機関の運営体制についてのご意見をいただきました。

最後に、三士会との連携については、積極的に活用してくださいとの心強いお言葉をいただきました。引き続き三士会の皆様のご協力をお願いしまして、中核機関の設置・運営、権利擁護支援のネットワークの構築において、連携して進めていきたいと思っております。

A委員

中核機関だけではなくて、各地域でそれぞれが相談や支援を行っていく中でも、三士会は様々な役割を果たしています。遠慮なく様々な場面で三士会を活用していただき、地域の相談・支援機関の皆さんにおいてしっかりと対応していただけるようなサポート体

制を目指しています。様々な分野で三士会を活用できるイメージについて意見交換ができたのではないかなと思っていますので、ぜひ参考にしていいただければと思います。

B委員

司法書士の分野においても、なるべく受け身の体制ではなく、寄り添う形で身軽に動けるように心がけています。中核機関の設置に向けて、相談体制はすでに備えております。よりフットワークを軽く、本人に身近な支援ができるように、心積もりがある相談員をたくさん備えておりますので、積極的に三士会を活用していただきたいことをお伝えします。

委員長

三士会の皆さんにも色々とお話を聞いていますが、どの会議においても熱い思いを持ってご協力いただいているように感じます。三士会の皆さんには、お忙しい中時間を作っていただき、様々な専門的なご助言をいただいているので、吹田市も三士会の協力をいただきやすいように、しっかりと準備をしていただきたいと思います。中核機関が立ち上がれば、家庭裁判所からも参加していただけることがあるかと思っていますので、我々も勉強しないといけないと思っています。

C委員

三士会との協力は必要不可欠だと思います。また、市民後見人が担い手の確保につながるのとことですが、呼び掛けについては、活字ではなく漫画のような分かりやすい広報を行えば良いのではないかと思います。

委員長

続きまして、議題(3)当事者の方々からご意見をお聞きしたいと思います。

関係者

高齢者を在宅で介護している事例です。相談者は、親族がたくさんおられて、介護の方法等で意見の相違がありました。担当のケアマネジャーも親族の説得で手一杯で、思うように対応が出来なかったようです。次に地域包括支援センターや各関係機関に相談に行きましたが、どこも誠意ある対応をしてもらえたとは思えず、たらい回しだと感じ精神的にも疲れ果てて、最後に相談したのが吹田市社会福祉協議会でした。そこで当会を紹介されてお話を聞く事になりました。最初は介護の話をされていましたが、最後は経済的な話になってしまい、当会では経済的な事や親族の揉め事などには対応できないとお伝えしました。結局、地域包括支援センターから弁護士へ相談するように提案をされました。ほとんどの地域包括支援センターは、親身になって対応をされていると思いますが、もっと相談者の状況に合わせて対応をしていただいたら、たら

い回しだと感じる事にはならなかったと思います。このような事例は、成年後見制度の利用促進のためのサポートセンター（中核機関）を設置していただくことで、専門職の方にお力を借りながら、相談者が様々な相談機関を探して疲れ果てることがないように、難しい事例でも安心して任せられるようにしていただきたいです。もう一つは、市民後見人を養成していただきたいと思っています。また、市民後見人のサポーター的な人、例えば相談者が介護者の場合は、介護を経験した方等を付けていただければありがたいと思っています。

委員長
関係者

経済的な課題とは具体的にどのようなものですか。

初めは介護費用だけだと思っていましたが、財産についての課題のようでした。

C委員

市民後見人については、基本的な専門知識を持ち合わせて、当事者に寄り添うことができるように養成した方が良いと思います。

委員長

中核機関が中心となって、市民後見人のサポートや支援を行っていけば良いということですね。続きまして、当事者のご意見をお願いします。

関係者

私は70代後半となり、子どもの後見人に選任されてから十数年経っております。親族後見をしてきまして、重度の知的障がいと身体障がいを合わせ持つ重症心身障がい者の親として、今まで医療や保健、また福祉や教育のネットワークづくりなど、障がい者への理解や施設などの受け皿の整備についての協力を進めるための活動を長年やってきました。

後見人に選任された当初は、家庭裁判所の助言を受けることはありましたが、金銭管理など年1回の後見事務等の報告書の提出には慣れてきました。家庭裁判所に報告義務が生じるまでは、子どもの年金だけでは生活費が不足していました。障がいを抱えている子どもの親は、自分のお金を使ったり、混在させたりしているような感じです。障がいが重度であればあるほど、日常の様子からきめ細やかに子どもの意思を推し量って希望をかなえられるように努力しなければならないと思い、それが権利擁護に繋がっていると思っています。

これからのことですが、子どもの障がいはかなり重度のもので、知的においては最重度かつ自閉症を合併していますので、非常に大変です。私も元気であることを心がけてはいますが、今後第三者の方に委ねる時が来ることを想像しますと、心配事はつきません。

きょうだいもおりますが、任せるのが一番いいとは言い切れないと思います。今のところ、第三者との複数後見も視野に入れております。きょうだいと親とで複数後見を行うこともありますし、本人を理解してもらうためにも一緒に行事に参加してもらい、本人のことをよく理解してもらった上で引継を行うこともあると思っています。生活環境を整えて本人の生活を維持し、そして権利を擁護していくにはどうすればいいのかを色々と考えています。

次に今の制度についてですが、親の高齢化を見据えて後見人をつけてほしいと提案されるケースが増えているように思います。その時、親は第三者後見の方に親の代わりをしてほしいと思っている方もおられますが、今の制度では難しいと思います。そこで、法律の専門家の方々にお願いしたいことがあります。障がいそのものの理解を深めてほしいと思っています。障がいの理解を深めてこそ、成年後見制度の利用促進だと思います。

最後に、本人の問題を知り、日常生活を丁寧にバックアップするには、例えば団体後見を行っている一般社団法人やNPO法人等に関わってもらうことが考えられます。また、有償の生活支援も考えられます。事業所のスタッフが一番本人をよく分かっているので、管理・関与してほしい親はいると思いますが、人手不足等により今の福祉の現場では難しいのではないかと思います。また、重度の知的障がいを伴うパターンは、何が大変で何が基本なのかということを考えて、後見人制度のことや様々なネットワークを通じて情報を集めています。医療依存度の高い方々を含めた重症心身障がいの後見に関することや、相談に応じるための環境づくりを視野に入れて、これからも活動していきたいと思っています。

D委員

親亡き後の障がいをお持ちの子の生活に悩んでおられる等、本当にご苦労されている現実があると思います。重度障がいの方や認知症の方については、親が元気なうちに後見人と一緒に考えていることがほとんどです。財産の相続で問題が複雑化された場合は、中核機関のマッチングにより、社会福祉士と弁護士とのダブル後見で支援している事例は結構あります。もちろん、親に勝るものはありません。意思決定支援は非常に難しいですが、本人がどのような環境で生活するのが良いのか、自宅なのか施設入所なのか、どういう福祉サービスを提供すればいいのか、専門家として考えています。また、後見人として月に1回以上は訪問しますが、最初の3か月はコミュニケーションが取れません。親に付いていただ

き色々と教えてもらいながら、半年で大体分かってくるような形が多いです。このように本人との関係の構築には時間がかかるため、いざという時まで専門家による後見活動を利用した方が良いと思います。市民後見人の対象は安定された方ばかりですので、中核機関で相談をしながら専門後見人制度を使うことで、本人の視点で色んなことを考えられると思うので、ぜひ活用していただきたいと思います。

委員長

親が元気の間、本人の後見制度を進める形がベターではないかというご助言だと思います。もう一人、知的障がい者のご家族の方にもご出席をお願いしておりましたが、急遽ご欠席となり、事務局がご意見をお預かりしているとのことですので、代弁をお願いします。

事務局

子どもは支援学校の小学部に通っています。知的障がいがあり、将来は自分で働いて暮らしていくことは難しいと思っているので、福祉制度の中で生きていくことを考えています。子どものきょうだいには、親が面倒を見られなくなったとしても、できるだけ負担をかけたくありません。子どもは未成年なので、後見制度については勉強不足で、いずれ付けなければいけないだろうなと思っていますが、いくつか不安があります。

(1)周囲の先輩方の話を聞くと、後見人を付けることで負担が増えると聞いている。

(2)一度後見人を決めてしまうと変更が難しいと聞いており、信頼できる相手を探せるかどうか。

(3)後見人は被後見人の利益を最大限に尊重するので、遺言状を書いても遺留分を請求されると、現金がなく自宅を売却するしかないとなった時に、きょうだい困ったという事例を聞いたりしているので、相続の際にトラブルにならないだろうか。

(4)本人のためにお金を遺したのに、後見人の報酬でなくなってしまったという事例を聞いている。

(5)金銭管理の提出が大変。きょうだいに迷惑をかけたくないが、後見人がどこまでやってくれるのか分からない。

以上の不安があるので、現時点では成年後見制度を使うのは難しく感じております。現状、本人が利用している事業所が親以外では一番信頼できていると思うので、親のどちらかが亡くなるまで先延ばしにしようと思います。

委員長

成年後見人を付けることへの不安がいくつかあって、先延ばし

にしてしまいがちになる、また後見人の報酬で本人の財産がなくなってしまうのではないかな等、そのような不安を持っていると思います。もう一つは、本人が通っている事業所がよく理解してくれていると感じているところに共通点があると思います。

A委員

小さな子どもの親にとっては、成年後見制度は遠い存在であり、成年後見人は大変だという印象もあり、身近な存在ではないのでご心配も無理もないのかなと思います。今は成年後見制度の利用促進について検討されてはいますが、どういう時に必要で、どういう時に使うと良くて、その時にどんなことをしてくれるか、ということがもっと身近になるような取組みが必要です。そのためには身近で実際に成年後見制度を上手に使いながら生活している人が地域に増えていくということが、成年後見制度をよく知ることによって、後輩の親御さんたちも、ああいう使い方をすればいいのかということが見えてくるというのが一つの理想かなと思っています。これからは、成年後見制度を使う場面と使わない場面、福祉の事業所に信頼して任せる場面等、必要に応じて使い分けていくことが大事だと思いますし、そのような相談・支援体制を地域で作っていきけるようにできたらいいかなと思っています。

関係者

医療的ケアが必要な方で、財産が有るような方のケースについて、本人に子どもも身寄りもないので、親が亡くなった時のために司法書士を含む複数後見を付けていますが、施設や事業者は、後見人に相談するのではなく、親の方に医療の件や様々なことに関して相談するとのことでした。

後見人を付けていない方に対しては、私の後見人としての経験や、後見人を付けることで親が亡くなった後においてもスムーズに引継ができることを伝えてはいるのですが、今の生活で精一杯で、一つ一つ家庭裁判所にご相談をしないといけないのが面倒と感じてしまっている方が多いです。事業者等がフォローし、親族が連携して対応する方法が一番良いのではないかなと思っています。

委員長

中核機関を活用し、障がい者、認知症の方を支援していくためには、もっと当事者の方の意見を聞いて、我々も学んでいく必要があると感じました。また、好事例を調べて紹介するという作業も必要だと思います。心配なところばかりが前に出てしまうと、余計にその心配が先行してしまうので、例えば障がい事業所を運営する法

人が後見事業を行うことなどを研究していかないといけないと思います。

C委員 今は親が子の面倒を見ている図式ですが、後見人と法律の専門職とチームを形成し対応するので、その点で安心して親が子どもから離れることができ、少しでも息抜きができる状況を作ることができると思います。また、国は金銭的に不安な方についても後見人を付けられるような法律を作っており、金銭で心配する必要性は少なくなっているのです、そのことを周知していく必要はあると思います。国が市民後見人を推進しており、吹田市においてもすぐにできるというわけにはいかないかもしれませんが、中核機関の業務内容については、皆さんの意見をできるだけ取り入れて構成してほしいと思います。

関係者 今は福祉サービスや福祉の資源がないと感じており、親があつての福祉制度だと思っています。例えば、人工呼吸器をつけている、気管切開をしている等の子どもの看護は本当に大変です。スウェーデンでは、ほとんど親族後見を行っているみたいです。福祉制度が整っているから親もあまり不安を抱えていないと聞いています。

私は福祉サービスがないことについて不安を抱えています。福祉サービスがない中で後見人に引き継いでくださいと言っても難しいと思います。まずは第一に福祉サービスが充実して、本人の生活が成り立つようになってこそその後見制度だと思っています。

委員長 貴重なご意見をありがとうございました。事務局はいただいた意見を参考にして、今後の成年後見制度の利用促進体制について検討をしていただきたいと思います。

続きまして、議題(4)開設当初の中核機関の機能・業務（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料(3)-1については、第2回の検討会議で使用した資料となります。吹田市の成年後見制度に関する窓口の現状と課題について整理し、それを踏まえて、吹田市が中核機関に求める機能の素案を提示しました。

資料(3)-2は、開設当初の中核機関の機能・業務について（案）となります。資料(3)-1と比較して、業務内容等において詳細な資料となっています。①から⑤の中核機関の機能ごとに、検討会議やアンケート等から中核機関の役割として期待されている内容を整理したうえで、開設当初の中核機関において、どのような業務を行っていくかについて、業務内容、概要、業務例ごとにまとめ

たものです。今後、中核機関と既存の機関と連携し協力しながら、権利擁護支援のネットワークを構築することとなりますが、どのような形で連携・協力し、役割の住み分けを行っていくかを、業務例に沿って比較する形で表記しています。

機能ごとの説明を行う前に、まずは中核機関と既存の機関の窓口の住み分けをどのように行うかについて説明します。既存の機関においては、引き続き地域の1次的な相談窓口として業務を行い、中核機関においては、専門職の相談窓口、多機関との調整窓口といった2次的な相談窓口として業務を行うことを想定しています。そのため、1次的な窓口については広報を積極的に行い、相談される方々がまずは既存の機関に相談していただけるように、周知を図る必要があると考えています。続きまして、機能ごとに説明します。

①広報機能について、中核機関の役割としては(1)制度内容の周知・理解への支援を広げること(2)市民を直接支援する福祉等の専門職に対する研修を実施することが期待されています。開設当初の中核機関の業務については、市民を対象とした研修を実施し、成年後見制度を学べる全市的な講座の開催や、出前講座への講師の派遣を調整します。また、福祉等の専門職を対象とした研修を開催する業務となっています。業務例については、中核機関が広く市民や支援機関に対して広報を行うことに対して、既存の機関は圏域の相談対象者を中心に広報を行うこととなっています。

②相談機能について、中核機関の役割としては(1)身近な相談窓口であること(2)アウトリーチ機能をもつ相談機関であること(3)困難事例に関する専門的な相談への対応ができること(4)専門職、支援者、後見人等をチームとしてまとめる調整機能があること、が期待されています。開設当初の中核機関の業務については、高齢者や障がい者支援に関わる支援機関の職員を対象に、法律知識を必要とされる相談や本人・親族申立を進める本人・親族の相談に対応する業務となっています。業務例については、中核機関は、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施し、また成年後見制度の申立支援をはじめ、成年後見制度以外の支援も含めた権利擁護ニーズに合わせた支援の検討も行うことに対して、既存の機関は、圏域の相談対象者に対して、成年後見制度に関する説明や一般的な手続の支援を行い、専門的な相談内容については適切な機関へ引き継ぐ業務となっています。

③成年後見制度利用促進の機能について、中核機関の役割としては、(1)制度を利用する手続等の支援が受けられること(2)成年後見人候補者とのマッチング機能があること(3)市民後見人の養成が進むこと(4)日常生活自立支援事業の待機者において、成年後見制度が必要な方に対し円滑に成年後見制度の利用意向を促進し、待機の解消を図れること、が期待されています。開設当初の中核機関の業務については、被後見人対象者支援として、権利擁護支援に関する支援困難ケースや緊急対応が必要なケース等について、地域の支援関係機関等と連携し支援・調整を行い、権利擁護支援に関する専門相談の実施も行います。また、本人の意思を尊重した後見支援を実施する多様な担い手の育成や活用の促進を行います。多様な担い手の育成の中には、市民各々が必要としている後見支援の状況に応じた担い手として、法人後見や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等を想定しています。市民後見人の必要性や養成の意義につきましては、検討会議や三士会との意見交換会でもご意見があったとおりだと認識しています。本市としましては、市民後見人の養成については引き続き検討を行い、吹田市における市民後見人のニーズの把握や市民後見人の事業を行っている自治体の情報収集等において検証を進めていき、安定的に継続可能な事業として計画の立案ができるかどうかについて検討を行い、機を熟した後に市民後見人の養成事業を行いたいと考えております。市民後見人の養成につきましては、様々な意見があると思います。できましたら、全ての委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っています。また、被後見人対象者支援に加えまして、日常生活自立支援事業から円滑に成年後見制度へ移行できるような支援を行います。業務例については、被後見人対象者への支援については、市長申立審査会への参画や家庭裁判所との情報交換を行い、また法人後見事業と円滑な連携を図りながら、日常生活自立支援事業への移行を進めて行きます。対して、既存の機関については、相談者の意思決定支援に努め、成年後見制度や日常生活自立支援事業に早期につなぐ支援を行い、また権利擁護支援に関する支援困難ケースや緊急対応が必要なケース等については、中核機関と連携して適切な対応を行います。

④成年後見人等への支援について、中核機関の役割としては、成年後見人への助言・支援ができることが期待されております。開設当初の中核機関の業務については、成年後見人等を対象とし

た相談窓口を設置し、助言等の支援を行います。業務例については、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談の実施、また家庭裁判所との情報交換を行います。対して、既存の機関については、被成年後見人等の日常生活における意思決定を支援し、成年後見人等と協力して地域における適切な権利擁護支援体制の構築を支援します。

⑤地域連携ネットワークの構築について、中核機関の役割としては、成年後見制度や権利擁護支援の視点から、地域の課題に対するネットワークの構築の役割を果たすことが期待されています。開設当初の中核機関の業務については、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備を行い、また成年後見人利用促進に関する協議会の事務局を担います。業務例については、意思決定支援を重視した支援体制の構築を行い、また各団体との連携、協力体制づくりや権利擁護支援に関する地域課題の検討や調整、解決を担う協議会の運営を行います。既存の機関については、地域の権利擁護に関する実態や課題を協議会に提供する等、協議会の適切な運営に協力します。

最後に、今回ご提示している開設当初の中核機関の機能・業務案段階です。先程の当事者の方々のご意見や、この後の委員の皆様のご意見を踏まえ、第4回の検討会議においては、より確立された中核機関の概要や具体的な業務例、また協議会の運営方法やネットワークのイメージ（案）についてもご提示する予定となっています。

委員長 今回提示している機能を中核機関に担ってもらい、開設して運営が始まってから順次必要な部分を充実させていきたいということで、大体は出揃っているように思います。利用促進のところでチームの形成や自立という項目も入ると思うので、実際に運営しながら構成し直していくことはあると思います。また、中核機関が開設すると様々な相談が挙がってくると思います。対処が困難なケースも増え、任意後見にも力を入れる必要も出てくると思いますし、相続や遺産分割の問題についての相談もあると思います。このような対応においても、中核機関が開設してから、修正やバージョンアップする必要は出てくると思います。

A委員 資料では、既存の機関との関係性を記載し、中核機関との連携を意識していることは大変良いことだと思います。中核機関が全てを担うというイメージではなく、各地域の中で地域包括支援セ

ンターや障がい者相談支援センターが権利擁護に関する相談をしっかり受けとめ、チーム支援に繋げて、コーディネートしていくという位置付けになっていくというビジョンを明確にした上で、開設時は当面どうするかということを考えていくことになると思います。お互いの役割を意識しつつも、最初のうちは各地域の相談機関の上手くいかないところを中核機関がサポートするといったように、お互いの役割や関係性を位置づけることが大事だと思います。そしてそれを市民の方にどのように伝えるかは難しいと思いますが、将来的には、身近な相談機関で難しい問題も含めて対応できるようになっていくことを目指すことになると思います。

また、市は、成年後見制度の市長申立てや成年後見制度利用支援事業等、成年後見制度における固有の責務がありますので、中核機関としっかり連携していくことはとても大事だと思います。大阪府内のある市では、中核機関ができてから急に市長申立が増えた事例があります。さらに市長申立をしたところ、この案件は市民にやってもらった方がいいということで、市民後見人の選任が進み、必要な人を掘り起こし市民を支える、そのような循環が上手くできているようなところもありますので、市との連携はとても大事な位置付けになると思います。

相談があり成年後見人等を選任して終わりではなく、先程当事者の皆さんからのご意見もあったように、成年後見人等とその他の医療・福祉の支援機関やご家族が、本人の支援のためにどのようにチームで調整していくか、寄り添ってフォローしてもらえる相談機関になっていただきたいと思います。当面は、本人に寄り沿った視点で、相談機能・チーム自立支援機能・チーム形成支援機能を意識し、整理ができていけば良いと思います。

それから、日常生活自立支援事業については、成年後見制度に移行する方向のイメージでまとめられていると思いますが、移行するものもあれば、逆に日常生活自立支援事業に戻ることもあると思います。例えば、法的課題があって、日常生活自立支援事業では対応できないため成年後見制度へ移行したが、法的課題が解決されると、もう一度身近なところで支援してもらった方が良いということで戻ることはあると思います。日常生活自立支援事業の待機者の解消のためだけに成年後見制度へ移行するものではないと思います。

委員長 続きまして、市民後見人の養成について、事務局より全ての検討会議委員の意見をお聞きしたいということでしたので、ご意見をお願いします。

E 委員 市民後見人に関してはあまり馴染みがないですが、現場では後見人を付けることに対しては、かなり早めからの対応が必要であると感じています。特に障がいをお持ちの方や難病の方、認知症の方は、今までは金銭管理ができていたものの、病状が進めばできなくなってきてしまいます。金銭管理ができなくなってきたことに対しての認知もできなくなってしまうこともあり、後見の話をしてもなかなか繋がらないことが多いです。市民後見人が身近な存在で、その人を信頼し、そこから繋げていくことができればスムーズに進むこともあるのかなと思いますので、市民後見人を検討していく必要はあるのではないかなと思います。

F 委員 両親が要介護状態、子ども2人が療育手帳をお持ちであらゆる支援が入っているケースについて、先日、その方が入院した時に、後見人を付けないといけない流れになりました。その時にご両親が信頼されていたのが、身近でずっと支えていた市民の方でした。そういう人が市民後見人になれば、世帯ごと安心して暮らしていけるのだろうなと思いました。また中核機関については、先程当事者の方々のお話を聞かせていただき、安心できる後見制度を作っていただきたいですし、たらい回しにされないような仕組みづくりが大切だと思いました。中核機関の様々な目的を挙げられていますが、当事者が本当に満足できるような後見制度を達成するための計画だったり機能だったりすると、より良いのではないかなと思います。

G 委員 成年後見人を付けることに対して、親の代わりにはなれないということを理解して踏み切れない、まだ面倒を見ている間は見てあげたいという気持ちが親御さんにはあります。ご自身が年をとって色んなことを考えながらこの難しい後見人を申請するというのはすごく大変ということは実感しています。そういう意味で言うと、市民後見人が身近な相談先であり、後見としての役割が果たせる存在であれば、期待するところが大きいと思います。また、ライフステージを見越した上で、どの段階で後見人を付けるか、分かりやすく親御さんに対して説明を行うことが大事だと思います。相談支援事業所連絡会でも、親御さんや関係者と一緒に後見人の話を聞くという学習会を企画したことがあります。当

事者も支援機関も一緒に同じ話を聞いて問題意識を持つことで、次の一步が踏み出せるということもあると思うので、研修と広報で分けるのではなく、どういう課題がありどうすれば利用しやすいものになるのかを一緒に模索した方が良いのではないかと思います。

C委員 市民後見人については、福祉関係でいうと、社会福祉協議会、民生委員、地区福祉委員が担い手の候補になるのではないかと思います。

D委員 市民後見人に後見活動を行っていただくケースは、基本的には財産管理が複雑ではない、家族もそこまで大変ではないといったケースが受任調整会議で決定されるので、構えすぎることはないと思います。養成講座ではグループワークを行うので仲間もできますし、また市民後見人になられた後も三士会を中心としたフォローアップ講座があります。中核機関を中心として様々な相談をしていただきながら活動していただき、またお住まいの場所から自転車で通えるくらい近い距離の方が選任されると思いますので、そこまで負担にはならないとも思います。それでも負担が大きければ交代もできますので、まずは養成講座から参加していただきたいと思います。

B委員 今後の後見人の受け皿として、市民後見人は必要不可欠だと思っています。法律や財産管理の問題が解決した後、主に身上監護を中心とした寄り添った形での支援が必要となってくる事案は一定数あると思います。最初の段階は、市民後見人が適した事案がすぐに出てくるかどうかは分かりませんが、適切な事案が出てきた時にその機会を逃さないためにも、早い段階で中核機関に養成機能を備えるのがいいと思います。また、できるかどうか分かりませんが、専門家が抱えている事例で市民後見人に適するものがあれば継承し、市民後見人の実績ができることで、広報につながるのではないかと思いますので、養成については是非検討していただきたいです。

A委員 中核機関を作る目的は、地域福祉の中で権利擁護の支援や成年後見制度の利用が身近となり、しっかりと対応してもらえるような地域づくりをするためにあると思います。市民後見人は、地域の住民である一方で、判断能力が十分でない方の支え手になっていただいて、地域の中で同じ市民目線で寄り添っていただける役割を果たしています。市民後見人になられた方のお話を聞きます

と、専門職後見人ではとてもできないような関わりをもって活動されていることが分かります。そのような方々が支え手として地域に居ることで成年後見制度を身近に感じてもらい、また地域でお互いに支えるということが見えれば、成年後見制度が地域に根付いていくと思います。支援者側においても、市民後見人と共に活動することで、お互いに学ぶことができることもあるので、市民後見人は、地域福祉の中に権利擁護が根付き定着する一番の教科書ではないかと思っています。中核機関を作るという目標の中には、そのような市民の担い手がいるということはとても大事なことはないかなと思いますので、ぜひ一緒に考えていきたいと思っています。

委員長

先程もお話があったように、市民後見人は大変なケースを担当しません。また、市民後見人の活動が大変で分からないことが多いイメージがあるかもしれませんが、実際はチームの一員として活動しており、チームで相談しながら課題の解決を行っていきますので、市民後見人の活動についてより知っていただくことが大事であると思います。

以上をもちまして、検討会議を閉会します。